

茨城県高等学校審議会第1次答申について

平成20年4月25日
高校教育課

諮問事項1 生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について

【答申の概要】

1 募集定員と学級数

- (1) 平成32年3月の中学校卒業生数は、約25,500人と推計され、今後の12年間で約4,500人の減少が見込まれる。
- (2) 平成32年4月入学者の全日制課程の募集定員は18,120人(454学級)程度と見込まれ、削減学級数は平成20年度比96学級程度と考えられる。

2 学校の適正規模・適正配置

(1) 学校の適正規模

- ア 今後も引き続き、1学年4～8学級を学校の適正規模とすることは妥当である。
- イ 地域の実情を勘案して1学年3学級以下での生徒募集を行う場合、一定期間入学者数の推移等を見てから当該校の統合等の実施について判断する必要がある。

(2) 学校の適正配置

- ア 活力ある学校づくりを進めるため、適正規模を維持できるよう統合等による再編整備を進める必要がある。
- イ 学校の再編整備を進めるにあたっては、旧通学区をベースに、中学生の進路希望状況や中学校卒業生の進路状況、交通の利便性並びに通学エリア内の設置校数・設置学科等を勘案しながら、学校や学科を適正に配置するよう検討すべきである。
- ウ 中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれる県北山間部の過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法の規定により公示された地域)については、特段の配慮が必要である。
- エ 中学校卒業生数の増加が見込まれる地域については、人口の動態等を慎重に見極めながら、学級増を視野に入れる必要がある。

3 学校の統合の在り方

(1) 統合の基準の設定

- ア 適正規模に満たない学校の生徒募集を行う場合については、統合の実施に係るガイドラインとして、具体的な基準を予め定める必要がある。
- イ 統合の基準の適用にあたっては、慎重に検討する必要がある。

(2) 統合のかたち

- ア 統合を実施するに際して、今後もいわゆる対等統合のかたちをとることが望ましい。
- イ 今後、統合することが望ましいとされる学校の近隣に適切な統合対象校がない場合も想定されるので、個々のケースに応じて、単独の募集停止を含め、対等統合とは異なる方法を検討する必要がある。

4 その他

- (1) 学級編制にあたっては、1学級40人を標準として設定する。
- (2) 将来は、国の動向及び他県の実情等を勘案しながら、本県の実情を踏まえて、学級編制の弾力的な運用について検討することが望ましい。

生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための
学校の適正規模・適正配置について

(第 1 次 答 申)

茨 城 県 高 等 学 校 審 議 会

生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・ 適正配置について

本審議会は、平成19年8月に、県教育委員会から「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」及び「産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校・学科の在り方について」の諮問を受けた。

この度、諮問事項のうち、「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」慎重かつ活発に審議を重ねてきた結果、下記のとおり成案を得たので報告するものである。

なお、「産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校・学科の在り方について」は、平成20年度に審議を行い、報告する予定である。

記

今日の高等学校は、義務教育を修了した者のほとんどが進学する後期中等教育機関として、国民の間に定着している。本県の中学校卒業生の高等学校等への進学率は、平成19年度には98%に達したが、高等学校教育に寄せる県民の期待とニーズを考えれば、今後も概ねこの進学率を維持しながら推移するものと考えられる。

一方、本県の中学校卒業生数は、平成元年3月の49,441人をピークに年々減少し、平成19年3月には30,452人となった。

このような状況の中で、本県においては、平成12年2月の茨城県高等学校審議会の答申を踏まえ、「県立高等学校再編整備の基本構想」(平成13年9月)、「県立高等学校再編整備の基本計画」(平成14年6月)並びに「県立高等学校再編整備の前期実施計画(平

成15年度～平成18年度）」(平成15年2月)及び「県立高等学校再編整備の後期実施計画(平成19年度～平成22年度）」(平成18年2月)が策定され、県立高等学校の再編整備が進められるとともに、各地域の実情等を勘案しながら、年次的、計画的に、県立高等学校における募集定員の策定がなされてきたところである。

今後の中学校卒業者数については、平成29年まで穏やかな減少傾向が続き、平成30年以降は再び急激に減少することが見込まれている。また、平成32年までに中学校卒業者数が大きく減少することが見込まれる市や町がある一方、中学校卒業者数の増加が見込まれる市もあるなど、地域によって今後の人口動態が大きく異なることが見込まれる。

このような状況を勘案すれば、改めて県立高等学校の規模や配置を見直し、適切な対策を講じることが必要である。

そのため、本審議会は生徒減少に対応した学校の適正規模・適正配置について諮問を受けたところであるが、今後の募集定員と学級数の見込みや学校の統合の在り方についても検討する必要があると考え、「募集定員と学級数」、「学校の適正規模・適正配置」及び「学校の統合の在り方」の3つの柱を立てて、専門的に調査・研究を進めた。

1 募集定員と学級数

本県の平成20年3月の中学校卒業者数は、約30,000人と見込まれるが、平成32年3月の中学校卒業者数は、約25,500人と推計され、今後、12年間で約4,500人の減少が見込まれる。

県立高等学校の募集定員の設定については、中学校卒業者数の推移、県立高等学校への進路希望状況、地域の実情等を勘案し、私立高等学校を含め県全体として高等学校への進学を希望する生徒をほぼ受け入れられる定員枠が設定されているところであるが、今後ともこの考え方を維持することが望ましい。その際、中学校卒業者数の減少傾向を

考えれば、年次的、計画的な学級数の削減によって対応する必要がある。

平成32年4月入学者においては、全日制課程の募集定員が18,120人程度、必要とされる学級数は454学級程度と見込まれる。平成20年度の募集学級数が550学級であるため、削減学級数は96学級程度と考えられる。（学級数の算定は、学級編制が「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき40人を標準とすることから、この数値によった。）

なお、参考までに、各旧通学区別の募集定員と学級数の見込みについて示すと、おおむね別表のとおりである。

2 学校の適正規模・適正配置

(1) 学校の適正規模

十分な教育効果を上げるための教育課程の編成・実施や特別活動の充実を可能とし、さらに、生徒間の多様な個性が触れ合う場や切磋琢磨の機会を確保するなど、学校の活力を維持するためには、ある程度の学校規模が必要である。しかし、県立高等学校については、中学校卒業生数の減少に対応して学級減を実施してきたため、平均の学校規模は縮小しつつある。

現在、本県の県立高等学校の再編整備については、平成12年2月の茨城県高等学校審議会の答申に基づき、1学年4～8学級を学校規模の標準としているが、今後も、引き続き1学年4～8学級を適正規模とすることは、妥当であると考えられる。

なお、地域の実情を勘案して1学年3学級以下での生徒募集を行うことも考えられるが、その場合、一定期間入学者数の推移等を見てから当該校の統合等の実施について判断する必要がある。

(2) 学校の適正配置

引き続き中学校卒業生数の減少が見込まれる中、今後必要とされる募集学級数も大幅な減少をまぬがれない。県民の期待する教育環境・教育条件の維持・向上の観点を踏まえ、活力ある学校づくりを進めるため、適正規模を維持できるよう統合等による学校の再編整備を進める必要がある。

学校の再編整備を進めるにあたっては、旧通学区をベースに、中学生の進路希望状況や中学校卒業生の進路状況、交通の利便性並びに通学エリア内の設置校数・設置学科等を勘案しながら、学校や学科を適正に配置するよう検討すべきである。

その際、全県的な視野に立つとともに、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら検討を進めていく必要があるが、中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれる県北山間部の過疎地域¹については、特段の配慮が必要であろう。

一方、中学校卒業生数の増加が見込まれる地域については、人口の動態等を慎重に見極めながら、学級増を視野に入れる必要がある。

備考 1 「県北山間部の過疎地域」

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年4月1日施行、平成22年3月31日までの時限立法）の規定により公示された次の地域。大子町全域、常陸太田市のうち旧金砂郷町・旧水府村・旧里美村の区域、常陸大宮市のうち旧山方町・旧緒川村・旧美和村・旧御前山村の区域及び城里町のうち旧七会村の区域

3 学校の統合の在り方

(1) 統合の基準の設定

現在，本県の県立高等学校（全日制課程）のうち，平成19年度入学者募集において適正規模の下限としている1学年4学級を下回る規模の学校は，すでに統合を予定している7校を含め15校1分校あるが，それらの学校の多くで，入学者数が定員を大きく下回っている。

今後，地域の実情を勘案して，適正規模に満たない規模の学校を存続させる場合でも，厳しい財政状況の中で，無条件で存続させることについては，社会資本整備の効率性や地域バランスの観点から，広く県民の理解を得ることは難しいと考える。

一方，小規模校の置かれている地域や当該校にとっては，学校の状況がどのようになったときに統合が具体化するのか，ある程度のガイドラインがないと魅力ある学校づくりや特色ある教育活動を計画的に進めていくのは難しいと考える。

さらに，すでに本県では，県立高等学校再編整備の実施計画に基づいて，合わせて12件の統合が，実施又は計画されているが，それらは，個々の学校の状況を慎重に見極めながら行われてきたものである。しかし，今後，さらに状況が厳しくなることを勘案すると，新たに策定する再編整備計画において，小規模校の統合を公平・適正という観点に留意しながら進めていくためには，一定のガイドラインを設ける必要がある。

これらのことから，適正規模に満たない学校の生徒募集を行う場合については，統合の実施に係るガイドラインとして，具体的な基準を予め定め，一定期間入学者数の推移等を見る必要がある。

ただし，統合の基準の適用にあたっては，慎重に検討することが必要である。

(2) 統合のかたち

本県の現在の再編整備計画では、2つの学校を統合する場合、それぞれの学校の伝統を継承した1つの新しい学校を設置する、いわゆる対等統合のかたちをとることとしている。

これまでは、原則として同一市町村内の2校を対象に、いわゆる対等統合のかたちで統合を計画及び実施してきたところであり、統合を実施するに際して、今後も対等統合のかたちをとることが望ましい。

しかし、今後は、適正規模の維持が見込めず、統合することが望ましいとされる学校の近隣に、適当な統合対象校がない場合も想定される。その場合、現在のような対等統合の実施には困難が予想されるので、個々のケースに応じて、単独の募集停止を含め、これまでの対等統合とは異なる方法を検討する必要がある。

4 その他

学級編制にあたっては、1学級40人を標準として設定することになるが、1学級の生徒数を少なくすることによって、よりきめ細かな指導が可能であることから、将来は、国の動向及び他県の状況等を勘案しながら、本県の実情を踏まえて、学級編制の弾力的な運用について検討することが望ましい。

【別表】

県立高等学校全日制課程旧通学区別募集定員と学級数の見込み

卒業年月	旧通学区	旧第 1通学区	旧第 2通学区	旧第 3通学区	旧第 4通学区	旧第 5通学区	全 体
	項 目						
平成20年 3月卒業	中学校卒業生数	3,447	7,330	2,822	7,393	8,873	29,865
	募集定員	2,840	5,140	2,240	4,940	6,800	21,960
	学級数 (A)	71	129	56	124	170	550
平成32年 3月卒業	中学校卒業生数	2,522	6,250	2,535	6,136	8,032	25,475
	募集定員	2,000	4,220	1,960	3,980	5,960	18,120
	学級数 (B)	50	106	49	100	149	454
学級数増減 (B- A)		21	23	7	24	21	96

備考 1 中学校卒業生数は、県内における国・公・私立中学校の卒業生数であり、推計値である。

備考 2 平成32年 3月卒業の全体の募集定員は、中学校卒業生数に、平成19年 3月の中学校卒業生における全日制高等学校進学者の割合（93.6%）を乗じ、さらに県内全日制高等学校進学者のうち県立高等学校進学者の占める割合（76.0%）を乗じた数に最も近い40の倍数とした。

備考 3 平成32年 3月卒業の各旧通学区の募集定員は、平成20年 3月卒業の各旧通学区の中学校卒業生数に対する募集定員の割合を参考に、全体の募集定員を案分した。

備考 4 平成20年 3月卒業、平成32年 3月卒業ともに、募集学級数には定員30人の学級数4（旧第 2通学区：音楽科1，美術科1，旧第 4通学区：音楽科1，美術科1）を含む。

付 属 資 料

1	諮問文	8
2	審議経過	9
3	茨城県高等学校審議会委員・幹事	10
4	参考人	12

1 諮問文

高教諮問第1号

茨城県高等学校審議会

社会の変化や生徒の能力・適性等の多様化に対応する本県県立高等学校教育の基本的施策を樹立する必要があるので、茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）第22条の規定により、下記の事項について意見を求める。

平成19年8月8日

茨城県教育委員会委員長 石渡 千恵子

記

- 1 生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について
- 2 産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校・学科の在り方について

（諮問理由）

教育委員会は、茨城県高等学校審議会の答申等に基づき、学科の改編，学校の統合並びに全日制課程の単位制高等学校及び総合学科の開設など，県立高等学校教育の改善・充実に努めているところであるが，生徒減少が引き続き見込まれることに加えて，社会の変化や生徒の多様化が一層進んでいる状況にあるため，全県的な視野に立って，平成32年度を目標年度とする県立高等学校に関する次の事項について検討する必要がある。

- 1 生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について

本県の中学校卒業生については，平成元年3月卒業生をピークとして減少してきた。今後も平成29年度まで緩やかな減少傾向が続き，さらに平成30年度以降は再び急激に減少することが見込まれている。

このような状況に対応するため，今後の生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模と適正配置について検討する必要がある。

- 2 産業構造等の社会の変化や生徒の多様化に対応した魅力ある学校・学科の在り方について

国際化や情報化の一層の進展，科学技術の発展，産業構造や雇用形態の変化など，高等学校教育を取り巻く社会環境が著しく変化する中で，生徒の能力・適性，興味・関心，進路等が多様化している。

このような状況に対応するため，今後の県立高等学校について学校の在り方や学科の編成配置について検討する必要がある。

2 審議経過

期 日	会議の種類	審 議 内 容	会 場
平成19年 8月8日	第1回 総会	1 委員長，副委員長選出 2 諮問事項説明，資料説明 3 専門部会設置	ホテルレイク ビュー水戸
平成19年 9月28日	第1回 専門部会	諮問事項1「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」の審議計画の協議	茨城県市町村 会館
平成19年 11月15日	第2回 専門部会	1 参考人からの意見聴取 (1) 県立高等学校の在り方について (2) 県立高等学校の再編整備について 2 参考人との意見交換	県庁
平成19年 12月20日	第3回 専門部会	1 意見聴取 (1) 私立高等学校の特色ある学校づくりについて (2) 私立通信制課程の現状について 2 諮問事項1「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」の協議 (1) 募集定員と学級数 (2) 学校の適正規模・適正配置 (3) 学校の統合の在り方	茨城県開発 公社ビル
平成20年 1月22日	第4回 専門部会	諮問事項1「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」の協議 1 募集定員と学級数 2 学校の適正規模・適正配置 3 学校の統合の在り方	県立歴史館
平成20年 2月20日	第5回 専門部会	1 諮問事項1「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」の協議 ・学校の統合の在り方 2 諮問事項1のまとめ案検討	県庁
平成20年 3月26日	第2回 総会	1 諮問事項1「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」の専門部会検討内容の報告 2 諮問事項1に係る第1次答申案検討	ホテルレイク ビュー水戸

3 茨城県高等学校審議会委員・幹事

(1) 委員

(印は専門部会委員，五十音順)

委 員 名	職 名 等
飯 野 重 男	茨城県議会議員
海 野 透	茨城県議会議員
海老澤 孝 憲	茨城県高等学校 P T A 連合会会長
大 金 文 郎	茨城県立水戸第二高等学校長
大 川 慶 一	茨城県教育弘済会常任顧問
大 窪 修 二	青少年育成茨城県民会議副会長
岡 野 一 男	茨城県高等学校教職員組合執行委員長
小 野 勝 久	明秀学園理事長
加 納 昌 子	加納商店副代表
川 上 美智子	茨城キリスト教大学教授
川 田 弘 二	阿見町長
川 又 諭	日立ライフ代表取締役社長
菊 池 龍三郎	茨城大学学長
串 田 武 久	龍ヶ崎市長
上 月 良 祐	茨城県総務部長
五味田 優	茨城県立水戸第一高等学校長
佐 藤 和 夫	水戸市立第二中学校長
柴 田 文 弘	日立製作所日立事業所副事業所長
城 倉 純 子	大学婦人協会茨城支部長
鈴 木 一 司	水戸市立新莊小学校長
鈴 木 慶 子	茨城県 P T A 連絡協議会女性ネットワーク委員長
高 野 富二男	茨城県教職員組合執行委員長
高 橋 健 彦	東海村教育委員会教育長
堤 千賀子	茨城県 P T A 連絡協議会顧問
副委員長 専門部会副部長 中 原 一 博	茨城県教育庁教育次長
委員長 西 野 虎之介	常陽銀行経営顧問
野 口 芳 男	茨城県経営者協会専務理事
袴 塚 禮 子	はかまつかでんき代表取締役
長谷川 修 平	茨城県議会議員
廣 瀬 和 喜	茨城県私学協会会長
深 谷 めぐみ	茨城県青年団体連盟会長
水 本 徳 明	筑波大学大学院准教授
武 藤 賢 治	茨城県商工労働部長
山 口 武 平	茨城県議会議員
副委員長 専門部会部長 山 根 爽 一	茨城大学教授

(2) 幹事

氏 名	職 名
高 安 明 美	茨城県総務部 総務課私学振興室長
鴻 田 利 雄	茨城県教育庁 総務課長
齋 藤 勉	” 企画広報室長(平成19年9月30日まで)
守 谷 孝 行	” 企画広報室長(平成19年10月1日から)
萩野谷 茂	” 財務課長
市 川 浩 之	” ” 主査兼施設担当係長
横 瀬 晴 夫	” 義務教育課長
沼 平 助	” ” 副参事
幹事長 後 藤 克 己	” 参事兼高校教育課長
秋 山 久 行	” 高校教育課副参事
山 崎 裕	” ” 課長補佐(総括)
山 口 修	” ” 管理担当課長補佐
小田部 幹 夫	” ” 人事担当課長補佐
原 篤 範	” ” 指導担当課長補佐
井 坂 隆	” ” 高校教育改革推進室長
平 塚 弘 之	” ” ” 室長補佐(総括)
横須賀 雅 弘	” ” ” 主査

4 参考人

氏 名	職 名
原 清 勝	大子町立大子中学校校長
島 田 由瑞子	つくば市立手代木中学校教諭
沼 田 俊 明	茨城県立常陸大宮高等学校校長
正 木 則 久	茨城県 P T A 連絡協議会副会長
曾 我 日出夫	茨城大学教育学部教授